

ロシア連邦

連邦法

いくつかのロシア連邦法令の改正について

国家院（下院）採択

2024年7月30日

連邦院（上院）承認

2024年8月2日

第1条

2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」（ロシア連邦法令集、2002、No. 28、掲載番号2790；2004、No. 27、掲載番号2711；No. 31、掲載番号3233；2006、No. 25、掲載番号2648；2010、No. 45、掲載番号5756；2011、No. 27、掲載番号3873；No. 43、掲載番号5973；No. 48、掲載番号6728；2013、No. 30、掲載番号4084；No. 52、掲載番号6975；2014、No. 30、掲載番号4219；2015、No. 27、掲載番号4001；2016、No. 1、掲載番号46；2017、No. 14、掲載番号1997；2018、No. 11、掲載番号1588；No. 32、掲載番号5115；2019、No. 29、掲載番号3857；2020、No. 14、掲載番号2036；2021、No. 9、掲載番号1467；No. 27、掲載番号5187；No. 52、掲載番号8982；2023、No. 29、掲載番号5316、5317；No. 31、掲載番号5766）に以下の変更を加える：

1）第4条に以下を内容とする第18項の9を追加する：

「18の9）2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」に定める場合に、同法が定める手順により、金融市場におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制の諸問題に関する管轄機関および規制機関としての機能を果たす；」；

2）第7条第5項に以下を内容とする段落を追加する：

「デジタルイノベーション分野での実験的法制およびデジタルイノベーション分野での実験的法制の承認プログラム、ならびにデジタルイノベーション分野での実験的法制の効力停止、デジタルイノベーション分野での実験的法制の効力終了、デジタルイノベーション分野での実験的法制主体としてのステータスの停止、デジタルイノベーション分野での実験的法制主体としてのステータスの終了についてのロシア銀行の規準文書。」；

3）第I章に以下を内容とする第9条の2を追加する：

「**第9条の2.** ロシア銀行は、2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」で定義される発起者、候補者、実業界団体、デジタルイノベーション分野での実験的法制主体と、ロシア銀行が自らが定めた手順によって管理するパーソナルアカウントへのアクセスをこれらの者に与えることを含め、情報通信網「インターネット」上のロシア銀行の公式サイトに掲載される情報リソースを利用して連携する。

ロシア銀行と上記の者たちとの、ロシア銀行の情報リソースおよびパーソナルアカウントをこれらの者たちが利用することでの連携の手順は、ロシア銀行の規準文書によって定められる。」。

第2条

2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理について」（ロシア連邦法令集、2003、№

50、掲載番号4859；2024、№ 12、掲載番号1569）第2条に以下の変更を加える：

- 1) 「本」という文言を「1. 本」という文言に差し替える；
- 2) 以下を内容とする第2～4項を追加する：

「2. 2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがい、ロシア連邦の為替関連法分野において、本連邦法の条項が定める規制とは異なる特別な規制を定めることができる。そうした特別規制は、2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがいロシア銀行の規正文書によって承認されるデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる。

3. デジタル通貨取引を実施するために、上記プログラムのデジタルイノベーション分野での実験的法制の条件を定める条項により、以下の部分に関する本連邦法の条項を変更または無効にすることができる：

- 1) 「通貨価値」、「通貨オペレーション」という用語の使用；
- 2) デジタル通貨に係わるオペレーションの実施、ここには居住者と非居住者との間で締結された、商品の引渡し、役務の履行、サービスの提供、情報および知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の引渡しを定める対外貿易契約における支払い手段としてのデジタル通貨の利用が含まれる；
- 3) デジタル通貨に係わる通貨オペレーションを実行する際の居住者および非居住者の権利および義務を定めること；
- 4) 為替管理機関およびエージェントの権利および義務を定めること。

4. デジタルイノベーション分野での実験的法制の設定およびデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラム承認についての決定は、犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗する機能を遂行する連邦行政機関、安全保障分野の連邦行政機関ならびに金融市場における国家政策の策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関の合意を得なければならない。

第3条

2011年6月27日付連邦法第161-FZ号「国家決済システムについて」（ロシア連邦法令集、2011、No. 27、掲載番号3872）第2条に以下を内容とする第4項を追加する：

「4. 2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがい、ロシア連邦の国家決済システム関連法分野において、本連邦法の条項が定める規制とは異なる特別な規制を定めることができる。そうした特別規制は、2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがいロシア銀行の規正文書によって承認されるデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる。デジタル通貨取引を実施するために、上記プログラムのデジタルイノベーション分野での実験的法制の条件を定める条項により、以下の部分に関する本連邦法の条項を変更または無効にすることができる：

- 1) 「電子プラットフォーム」、「電子プラットフォームの運営者」、「電子プラットフォームの利用者」、「電子プラットフォーム規則」という用語の使用；
- 2) 電子プラットフォームの運営者の、電子プラットフォームを利用して実行された取引についての決済サービスを提供する活動に対する要求事項を定めること。」。

第4条

2011年11月21日付連邦法第325-FZ号「取引所取引について」（ロシア連邦法令集、2011、No. 48、掲載番

号6726) 第1条に以下を内容とする第3項を追加する：

「3. 2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがい、商品市場および（または）金融市場における関係を規制するロシア連邦の関連法分野において、本連邦法の条項が定める規制とは異なる特別な規制を定めることができる。そうした特別規制は、2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがいロシア銀行の規準文書によって承認されるデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる。デジタル通貨取引所取引を実施するために、上記プログラムのデジタルイノベーション分野での実験的法制の条件を定める条項により、以下の部分に関する本連邦法の条項を変更または無効にすることができる：

1) デジタル通貨の商品としての取引所取引を許可する（許可を終了する）手順；

2) デジタル通貨の取引所取引を実行する上場管理機関に対する要求事項を定めること、ここにはデジタル通貨の取引所取引実行サービスを取引システムによって提供することができる場合を定めることが含まれる。」。

第5条

2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」（ロシア連邦法令集、2020、No. 31、掲載番号5017；2021、No. 27、掲載番号5159；2024、No. 29、掲載番号4098）に以下の変更を加える：

1) 第5条第6項の「ロシア連邦」という文言のあとに「ロシア連邦の金融市場の安定、ロシア連邦の経済的安全、」という文言を追加する；

第6条第2項を失効したものと認める；

第9条において：

a) 以下を内容とする第3項の1を追加する：

「3の1. 発起提案に、デジタルイノベーション分野での実験的法制実施の枠内で、ロシア銀行の機能および権限にかかわる関係を規制する連邦法の条項の効力を無効にするまたは変更することが提案されている場合、管轄機関は発起提案を本条第3項に定める結論書作成のためにロシア銀行に送付する。」；

b) 以下を内容とする第7項の2を追加する：

「7の2. 連邦法にその旨が定められている場合、およびデジタルイノベーション分野での実験的法制が国防、国家の安全、ロシア連邦の経済的安定、重要な情報インフラの機能といった問題にかかわっている場合、本条第7項に定める結論書は、安全保障分野の連邦行政機関の意見を考慮して作成される。」；

4) 第10条第5項に以下を内容とする第4号の1および第4号の2を追加する：

「4の1) デジタルイノベーションの開発、認証および導入が行われる分野が本連邦法第1条第2項第4号に定めるものである場合、犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与ならびに大量破壊兵器拡散への資金供与、銀行秘密、保険秘密およびその他の法によって保護されている秘密である情報の漏洩、ロシア連邦の法によりアクセスが制限される情報に分類される機密情報およびその他の情報の漏洩、情報保護要求への違反、保険契約者、被保険者、受益者、投資家、債権者および預金者の権利および適法な利益の侵害のリスク評価；

4の2) デジタルイノベーションの開発、認証および導入が行われる分野が本連邦法第1条第2項第4号に定めるものである場合、集められる金銭および（または）他の資産の量を含む、デジタルイノベーション分野での実験的法制の枠内で実施される個々の金融オペレーションの規模およびすべての金融オペレーショ

ンを合わせた規模の制限、デジタルイノベーション分野での実験的法制の有効期限内もしくは然るべき単位の時間内に実施されるこれら金融オペレーションの対象となりうる者の数の制限、デジタルイノベーション分野での実験的法制の枠内で実施される金融オペレーションの種類、そうした金融オペレーションの対象となり得る資産の種類とリスト、対象となり得る者のカテゴリー、ならびにデジタルイノベーション分野での実験的法制設定のその他の条件；」；

5) 第12条第2項第3号に以下を内容とする第4「aの1」を追加する：

「aの1）デジタルイノベーション分野での実験的法制実施に際してのデジタルイノベーション分野での実験的法制主体による、銀行秘密、保険秘密およびその他の法によって保護されている秘密である情報の開示、ロシア連邦の法によりアクセスが制限される情報に分類される機密情報およびその他の情報の開示、情報保護要求への違反、保険契約者、被保険者、受益者、投資家、債権者および預金者の権利および適法な利益の侵害；」；

6) 第18条において：

a) 以下を内容とする第1項の1～第1項の3を追加する：

「1の1．ロシア銀行の機能および権限にかかわる関係を規制する連邦法の条項の効力を無効にするまたは変更するようなプログラムの対象であるデジタルイノベーション分野での実験的法制のモニタリング、およびデジタルイノベーションの開発、認証および導入が行われる分野が本連邦法第1条第2項第4号に定めるものである場合におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制のモニタリングに際しては、管轄機関によって、国益を害し、国防、国家の安全、ロシア連邦の金融市場の安定および（もしくは）ロシア連邦の経済的安全を損なうリスク、ならびに（または）重要な情報インフラの確実で安定した機能を妨げるリスク、ならびに（または）個人情報の安全に対する脅威および個人情報の違法な引渡し（提供、拡散、アクセス）をもたらしたコンピュータ事故が発見された場合、管轄機関はそうしたリスク、脅威および（または）事故が発見された日から10労働日以内に、それらについて安全保障分野の連邦行政機関に連絡する。

1の2．デジタルイノベーションの開発、認証および導入が行われる分野が本連邦法第1条第2項第4号に定めるものである場合におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制のモニタリングに際して、管轄機関によって犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与ならびに大量破壊兵器拡散への資金供与のリスクが発見された場合、管轄機関はそうしたリスクが発見された日から10労働日以内に、それらについて、犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与ならびに大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗する機能を遂行する連邦行政機関に連絡する。

1の3．本条第4項第1号に定める決定の採択を妨げるリスクが存在する場合、安全保障分野の連邦行政機関および犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与ならびに大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗する機能を遂行する連邦行政機関は、理由を記載した意見書を管轄機関に送付する。」；

b) 第4項第1段落に「安全保障分野の連邦行政機関の意見、また、デジタルイノベーションの開発、認証および導入が行われる分野が本連邦法第1条第2項第4号に定めるものである場合には犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与ならびに大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗する機能を遂行する連邦行政機関の意見を考慮して」という文言を追加する。

第6条

2020年7月31日付連邦法第259-FZ号「デジタル金融資産、デジタル通貨についておよびロシア連邦のいくつかの法令の改正について（ロシア連邦法令集、2020、No. 31、掲載番号5018）に以下を内容とする第1条の1を追加する：

「第1条の1 デジタルイノベーション分野での実験的法制設定に関する本連邦法の有効範囲

1. 2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがい、ロシア連邦におけるマイニングを含むデジタル通貨流通に際して生じる関係を規制するロシア連邦の法の分野において、本連邦法の条項が定める規制とは異なる特別な規制を定めることができる。そうした特別規制は、2020年7月31日付連邦法第258-FZ号「ロシア連邦におけるデジタルイノベーション分野での実験的法制について」にしたがいロシア銀行の規準文書によって承認されるデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる。デジタル通貨取引所取引を実施するために、上記プログラムのデジタルイノベーション分野での実験的法制の条件を定める条項により、ロシア連邦におけるマイニングを含むデジタル通貨流通に際して生じる関係の規制の部分に関する本連邦法の条項を変更または無効にすることができる。

2. 本条第1項に掲げるロシア銀行規準文書にデジタルイノベーション分野での実験的法制の枠内でのデジタル通貨取引実施の別段の条件が定められていない場合、デジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムの条項により、対外経済活動実行の際に管轄組織を通じて実行されるデジタル通貨取引に関して、本連邦法第1条第3項および第14条第5項に定める一つまたは複数の規定の効力を無効にするまたは変更することができる。管轄組織とは、デジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる、デジタルイノベーション分野での実験的法制参加者同士の間でのデジタル通貨取引の締結を保証する組織のことである。管轄組織の権利および義務、管轄組織とデジタルイノベーション分野での実験的法制参加者との連携の手順は、デジタルイノベーション分野での実験的法制プログラムによって定められる。

3. デジタルイノベーション分野での実験的法制の設定およびデジタルイノベーション分野での実験的法制プログラム承認についての決定は、犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗する機能を遂行する連邦行政機関、安全保障分野の連邦行政機関ならびに金融市場における国家政策の策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関の合意を得なければならない。」。

第7条

本連邦法は2024年9月1日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年8月8日

第223-FZ号